

「消費者基本計画一部改定素案」に関する意見

(別紙様式)

意見 No.	氏名 ・ 法人名	職業(差し 支えない範 囲で御記入 ください。)	対象箇所 (ページ以外はプルダウンリストから選択して ください。)				意見 (複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。)
			章	ページ	項目	項目名	
			1	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	—	
2	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第1章	1	(1) ②	ア 事故情報の収集、公表及び注意喚起等	保健所、警察機関、消防機関を所管している省庁である厚生労働省、警察庁、消防庁は、消費者庁に協力し、消費者のために情報を一元的に集約し、消費者に対しスピード感を持って注意喚起をして被害の未然防止に努めるべきです。医業類似行為等による事故の対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告(令和2年11月17日総務省)による消費者庁の具体的な取組みがなされているのか不明確です。本来、集約した事故情報は注意喚起に利用されるべきで、消費者庁のウェブサイトの掲載だけでなくSNSの活用や動画の提供などしているが、残念ながら多くの消費者には届いていません。消費者に届く施策を具体的に記載してください。(I-17)
3	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第1章	1	(1) ②	ウ リコール情報の周知強化	健康食品等による健康被害情報の収集、食品の自主回収報告制度の創設等を含む食品衛生法の改正に基づき、食品表示法でも、食品表示違反で自主回収する場合は、行政機関への届け出を義務付け、消費者に公表するよう改正されました。これを踏まえたリコール情報の一元化サイトの構築に向けた取組みを求めます。(I-20)
4	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第1章	1	(1) ④	エ 食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進	食品のリスクに関する正しい知識と理解を深められるよう、関係省庁で連携して継続的にリスクコミュニケーションに取り組むことは大変重要です。しかし、参加者は食の安全に関心のある方に限られている状況です。関心のない消費者(特に若者や高齢者等)に参加を促すために、講座等をさらに拡大してください。情報発信については、専門用語を用いた一方的なものではなく、若者に対してはSNSやウェブサイトを活用し、外出しない高齢者には政府広報等を通して、分かりやすく興味を持てるような情報発信が重要と考えます。具体的な取り組み方法を示してください。小学生やその保護者等を対象に食品中の放射性物質に関する動画と学習プログラムを作成し、ウェブ上で公開されましたが、広く閲覧する工夫がされていません。学校教育の中でも取り上げられるよう文部科学省に働きかけをお願いします。(1-50)

意見 No.	氏名 ・ 法人名	職業(差し 支えない範 囲で御記入 ください。)	対象箇所 (ページ以外はプルダウンリストから選択して ください。)				意見 (複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。)
			第1章	1	(1)	④	
5	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第1章	1	(1)	④	オ 食品中の 放射性物質 に関する消費 者理解の増 進 わかりやすい資料「食品と放射能Q&A」「食品と放射能Q&Aミニ」を改訂し、国民に配布されていま すが、配布されたのは国民のごくわずかです。今後、国がトリチウムなど含む福島第一原子力発電所 の処理水を薄めて海洋放出する方針を決定したことによる風評被害が起こらないように、国民に広く、 正しい情報の周知徹底が必要です。アンケートを踏まえ、年度ごとに目標値を設定してください。(I -52)
6	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第1章	1	(1)	④	ク 食品のト レーサビリ ティの推進 遺伝子組換え食品の表示では、油や醤油等の科学的検証ができないものに関しては表示義務が 免 除されています。飲食料品のトレーサビリティの 導入・推進がされることで、社会的検証により遺伝子 組み換え食品の表示が義務化できると考えます。飲食料品のトレーサビリティの 導入・推進を強く要 望します。(I-58)
7	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第1章	1	(2)	①	ア 特定商取 引法等の執 行強化等 特定商取引法及び預託法における契約書面等について、国会に提出されている段階であり審議途中 です。工程表に書き込むことは拙速に過ぎます。削除してください。(I-62)
8	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第1章	1	(2)	①	ア 特定商取 引法等の執 行強化等 インターネット通販では、SNSやアフィリエイトなどを利用した悪質な広告により誘導され不十分な表示 により誤認して取引に至りトラブルになっているケースが増加の一途です。自らの意思で自由に選択し て申し込んだとは言えません。通信販売取引における広告規制の強化、取消権の導入など、特商法 の改正を検討することを記載してください。(I-62)
9	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第1章	1	(2)	①	ア 特定商取 引法等の執 行強化等 「特定継続的役務提供」については指定役務性を維持している。継続的役務提供の6種類の指定役務 提供以外についても、消費者被害が多発しているにもかかわらず、消費者保護がなされていない現状 にあります。今後の取組予定の中に、改正することを記載してください。(I-63)
10	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第1章	1	(2)	①	ウ 消費者契 約法の見直 しに向けた対 応 消費者庁の「消費者契約に関する検討会」における実態調査や意見交換の結果等を踏まえ、残された 論点について改正のスケジュールを明記してください。消費者契約法の平均的損害等、残された論点 について迅速に改正されていれば、コロナ禍における消費者契約のキャンセル問題について、消費生 活相談の現場で混乱なく対応できと考えられます。スピード感を持って見直しをすることを記載してくだ さい。また、今後、消費者契約法の周知・広報について、消費者はもちろんです、特に事業者に徹底 することを記載してください。(I-66)

意見 No.	氏名 ・ 法人名	職業(差し 支えない範 囲で御記入 ください。)	対象箇所 (ページ以外はプルダウンリストから選択して ください。)				意見 (複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。)
			第1章	1	(2)	②	
11	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第1章	1	(2)	②	ア 電気通信 サービスに係 る消費者保 護の推進 消費者保護ルールの実効性を確保するため、制度の実施状況を継続的にモニタリング調査が行われ 改善が図られているところではありますが、今だ、電気通信サービスにおける法令及びガイドライン等 の遵守徹底がなされていない状況も見られます。苦情の分析を行い、必要に応じて、さらなる法改正を 検討する旨記載してください。(I-74)また、専門的知識を有する通信サービスの事業者団体によるA DRの構築の検討が求められることも追記してください。
12	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第1章	1	(2)	②	キ 安全・安心 なクレジット カード利用環 境の整備 キャッシュレスを推進している国の施策とネット通販の拡大によって、クレジットカードの利用頻度、利 用する人が格段に増加し、比例してトラブルも増加しています。消費者教育はもちろん、消費者に対す る注意喚起など、消費者庁としての取組みを具体的に記載してください。割賦販売法の改正による、ク レジット番号等の管理義務者の対象範囲が拡大されましたが、情報商材や出会い系サイト業者の決 済を代行する悪質なクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対して、加盟店調査義務等を果た していません。この現状をモニタリングし、速やかに業務改善命令、登録の取消しを厳格化すると記載 してください。また、コンビニ後払い等新たな決済方法に対して法律による規制を早急に検討すること を記載してください。(I-83)
13	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第1章	1	(2)	②	ス 身元保証 等高齢者サ ポート事業に 関する消費 者問題につ いての対応 独居の高齢者の身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサービスの需要が、少子高齢化の 進展により、今後一層高まってきます。消費者委員会が発出した建議(平成29年1月31日)後、ガイドラ インの策定や法整備がされていません。消費者がこれらのサービスを安心して利用できるよう、引き続 き情報提供を行うとともに、関連する消費生活相談の状況を注視し、実態把握を行った上で、起こり得 る消費者問題を先取りして、必要な措置を検討・実施することを明記してください。(I-96)
14	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第1章	1	(2)	②	セ 美容医療 サービス等の 消費者被害 防止 平成29年に改正された特定商取引法施行令の周知・啓発、美容医療関係において悪質な事案が あった場合における厳正な執行と書かれておりますが、特定継続的役務提供に該当しない美容医療 に関する苦情の検証を行い、必要に応じて法律改正に繋げることを記載してください。(I-95)
15	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第1章	1	(2)	③	ア 景品表示 法の厳正な 運用及び執 行体制の拡 充 虚偽誇大な広告による消費者被害は増加の一途です。課徴金制度を強化するための検討開始を記 載してください。(I-107)

意見 No.	氏名 ・ 法人名	職業(差し 支えない範 囲で御記入 ください。)	対象箇所 (ページ以外はプルダウンリストから選択して ください。)				意見 (複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。)
			第1章	1	(2)	⑤	
16	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第1章	1	(2)	⑤	ア 食品表示 制度の適切 な運用等 コロナ禍によりインターネット通販が急速に拡大する中、食品の安全性の確保、消費者が正しく食品の 選択ができるよう、ECサイト上での消費者への情報提供を充実させる必要性は一段と高まっています。 令和6年度に「インターネット販売における食品表示の検討」が予定されていますが、消費者に正 しい情報がわかりやすく届くよう、ECサイト上の食品表示の在り方について、早急に行う必要がありま す。今年度からの取組みの具体的な内容を工程表に記載してください。(I-117)
17	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第1章	1	(2)	⑤	ア 食品表示 制度の適切 な運用等 2020年完全施行された食品表示制度、2022年度に完全施行される加工食品の原料原産地表示、 2023年度から施行予定の遺伝子組換え食品表示、2020年7月施行された食品添加物表示など、次々 と表 示制度の見直しがされました。原料原産地表示などは、複雑でわかりにくい制度なので、今まで以上 の普及・啓発が求められます。関心のない消費者にも届くような情報発信の方法などについて具体的 な取り組みを示してください。(I-117)
18	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第1章	1	(2)	⑤	イ 健康食品 も含めた食品 の表示・広告 の適正化 機能性表示食品を含め、各種効能を謳った健康食品が世の中に氾濫している現在、消費者は誇大広 告に誘発されて安易に購入していますが、試してみたら効果が無い、皮膚がヒリヒリする、赤くなった等 の健康被害も増えています。健康被害の発生を防ぐためにも、関係機関と連携して監視の強化と、法 令違反に関しては、引き続き厳正な対処を望みます。特にインターネットにおける健康食品等の虚偽 誇大広告表示・不当表示に対する取り締まりの強化を求めます。(I-123)
19	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第1章	1	(2)	⑨	ア 特定商取 引法の通信 販売での不 法行 為への対応 インターネット通信販売及びテレビ通信販売の定期購入については、平成28年の特定商取引法 の改 正によって表示義務の追加・明確化が規定されましたが、消費生活センターに寄せられる相談は多少 は減りましたが、高止まりの状態です。簡易な支払い手段であるコンビニ後払いにより未成年者の被 害が増加しています。新たな支払い手段についての規制が緊急に必要です。実態を調査し、法律によ る規制 を検討する旨、記載してください。(I-158)

意見 No.	氏名 ・ 法人名	職業(差し 支えない範 囲で御記入 ください。)	対象箇所 (ページ以外はプルダウンリストから選択して ください。)				意見 (複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。)
			第1章	1	(2)	⑨	
20	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第1章	1	(2)	⑨	エ インター ネット上の消 費者トラブル の対応 総務省、消費者庁の取り組みとして、携帯電話料金の低廉化に向けた環境整備を図るため、令和2年12月に、総務省、公正取引委員会及び消費者庁で「携帯電話料金の低廉化に向けた二大臣会合」を開催した。この取組の一環として、消費者庁では、令和2年12月に「自分に合った携帯料金プランになっていますか？」を公表し、～ ～、消費者が自分のニーズに合ったプランを選ぶことができる分かりやすい表示になっているかという観点から、広告表示の総点検を行い、大手携帯電話事業者に対して対応を要請している。とありますが、消費者が本当にニーズにあったプランを選択できているかについては、検証が必要と考えます。モニタリング定期会合と同様な検証をお願いいたします。(I-162)
21	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第1章	1	(2)	⑨	キ 個人情報 保護法の適 切な運用 個人情報保護法の適切な運用として、個人情報保護委員会の取組みの記載がありますが、インターネット取引の急増やデジタルプラットフォームの台頭、AIの活用、情報銀行などの新サービスの登場などから、消費者の個人情報に関する意識の強化が緊急の課題です。消費者庁として、消費者への情報発信、啓発などの取組みを記載してください。(I-166)
22	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第1章	1	(3)	⑤	⑤ 青少年が 安全に安心し てインター ネットを利用 できる環境の 整備 スマートフォンでは、フィルタリングの利用率が低く4割程度となっています。更なる利用促進の取組みが必要です。また、乳幼児期からスマートフォン、タブレットを利用させる保護者も多く、利用の低年齢化が進んでいます。スマホ依存や健康への悪影響なども考えられます。スマホ利用について保護者に対する啓発を強化する旨を具体的に記載してください。(I-186)
23	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第1章	1	(4)	①	① 消費者団 体訴訟制度 の推進 適格消費者団体への国による支援は、設立に向けた支援となっています。適格消費者団体の活動は弁護士、消費生活相談員等のボランティアに支えられています。事業者の不当な勧誘行為の差止は公的な活動と考えられることから活動を維持するための国による支援が必要です。消費者裁判手続特例法の見直しの検討を早急に行う旨、記載してください。(I-192)
24	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第1章	1	(4)	⑧	⑧ IT・AIを活 用した民事紛 争解決の利 用促進 裁判手続きIT化やODRなど、相談窓口の多様化が進められています。インターネットの環境整備や情報教育とともに、デジタルデバイスに対するサポートが必須です。消費者庁の役割として、その取組みを明記してください。(I-203)

意見 No.	氏名 ・ 法人名	職業(差し 支えない範 囲で御記入 ください。)	対象箇所 (ページ以外はプルダウンリストから選択して ください。)				意見 (複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。)
25	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第2章	2	(1)	②	② 食育の推 進 食をめぐる現状に、成人男性の肥満、若い女性のやせ、高齢者の低栄養があります。健康と環境に配慮した食品をどう選ぶかは、私たちの消費生活での重要な課題です。義務化された栄養成分表示を活用した消費者教育の充実が、健康寿命の延伸につながる食育の推進に役立つと考えます。また、若者など食育に興味のない世代に対しては、SNS等を通して興味を持てるような情報の発信方法を検討してください。(Ⅱ-8)
26	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第3章	3	(1)	①	① デジタル・ プラットフォームを介した取 引等における 消費者利益 の確保 「新しい生活様式」におけるデジタル化に対応した消費者教育・普及の推進について、教材を作成し授業での利用開始がされることに賛成しますが、高齢者に対しての具体的な啓発について記載してください。(Ⅲ-3)
27	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第3章	3	(1)	②	② 「新しい 生活様式」に おけるデジ タル化に対 応した消費 者教育・普 及啓発の 推進 「新しい生活様式」におけるデジタル化に対応した消費者教育・普及の推進について、教材を作成し授業での利用開始がされることに賛成しますが、高齢者に対しての具体的な啓発について記載してください。(Ⅲ-5)
28	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第3章	3	(1)	④	④ 新型コロ ナウイルス感 染症の拡大 等の緊急時 における関 係省庁等の 連携 消費者庁の取組の特定商取引法及び預託法の厳正かつ適切な執行について賛成します。(Ⅲ-10)

意見 No.	氏名 ・ 法人名	職業(差し 支えない範 囲で御記入 ください。)	対象箇所 (ページ以外はプルダウンリストから選択して ください。)				意見 (複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。)
			第3章	3	(2)	①	
29	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第3章	3	(2)	①	ア キャッシュ レス決済及び 電子商取引 における安 全・安心の実 現 キャッシュレス決済及び電子商取引における安全・安心の実現は、消費者庁の緊急の課題です。現在の消費者トラブルはほとんどがキャッシュレス決済と電子商取引関連です。法律の適用のない新たな決済の仕組みに対する規制の策定や消費者啓発等の具体的施策を年度ごとに記載してください。(Ⅲ-29)
30	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第3章	3	(2)	①	イ デジタル・ プラットフォームを介した取 引における消 費者利益の 確保 今年4月13日には、消費者庁から提出された「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案」が衆議院で可決されました。今回の新法は、取引デジタルプラットフォームが取り組むべき措置等について義務ではなく努力義務となっています。実態把握を行い、必要に応じて義務化を検討する旨記載してください。また、アフィリエイト広告の実態調査を行い、実態の把握をしたにとどまり、その結果として注意喚起しか示されていません。規制について検討するなど、アフィリエイト広告への取組みが記載してください。制度整備や政策の推進等が、5年間のテーマとして記載されていますが、この件については緊急に必要なことです。ガイドラインの策定や事業者や消費者への周知徹底などの施策について、年度ごとに実施することを具体的に示してください。(Ⅲ-30)
31	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第3章	3	(2)	③	ア デジタル・ プラットフォームの利用に 当たって消費 者が留意す べき事項の 理解促進 イ 消費者が AIを賢く利活 用する方策 の周知啓発 「デジタルプラットフォームを介した取引の利用者向けガイドブック」「AI利活用ハンドブック」及びリーフレットを用いた普及啓発について、学校教育や社会人教育などその活用方法について具体的に記載をしてください。(Ⅲ-33～35)

意見 No.	氏名 ・ 法人名	職業(差し 支えない範 囲で御記入 ください。)	対象箇所 (ページ以外はプルダウンリストから選択して ください。)				意見 (複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。) 既存の消費者教育コーディネーターの活動内容を見ると、そもそも消費者教育コーディネーターの定義や役割があいまいなため、多様な内容となっています。そのため、コーディネーターの研修や支援がなされたとしても、その効果は十分に上げることができないのではないかと懸念されます。まず、消費者教育コーディネーターについての定義等、役割について明確にすることを付け加えてください。その上での消費者教育コーディネーターの育成、配置等の促進を期待します。(IV-1)
			第4章	4	(1)	①	
32	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第4章	4	(1)	① 「消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)」等に基づく消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び地域における消費者教育推進のための体制の整備	
33	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第4章	4	(1)	② 学校における消費者教育の推進	施策に小・中・高等学校等と記されていますが、幼児等を加え、幼児教育の推進も明確にするために付け加えてください。(IV-8)
34	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第4章	4	(1)	③ 地域における消費者教育の推進	地域の消費者教育の担い手として、コーディネーターの配置の支援が記載されていますが、配置することと同時に、コーディネーターが活発に活動して効果を発揮するためには、コーディネーターの役割が明確であることと、それが周知されていることが重要です。加えて、自治体からのコーディネーターの権限の付与も必要です。実現可能となるような支援を具体的に記載してください。(IV-15)

意見 No.	氏名 ・ 法人名	職業(差し 支えない範 囲で御記入 ください。)	対象箇所 (ページ以外はプルダウンリストから選択して ください。)				意見 (複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき 1行につき1意見を記載してください。)
			第4章	4	(1)	②	
35	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第4章	4	(1)	② 学校にお ける消費者 教育の推進	学校での外部講師としての効果的な活用を推進するとありますが、現状では十分な活用がされてい ません。外部講師の推進は学習指導要領にも示されており、さらなる活用を働きかけることを記載してく ださい。(IV-8)
36	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第4章	4	(1)	④ 多様な主 体(家庭、事 業者・事業者 団体)による 消費者教育 の推進	小学生のオンラインゲームの消費者トラブルが多発していることなどから、地域における親子向け講座 の必要性が増しており、地域の消費生活センターとの連携が必須です。消費者教育ポータルサイトや 消費者庁のウェブサイトの閲覧は一部の方に限られています。広く利用促進させるため、消費生活セ ンターとの連携を記載してください。(IV-19)
37	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第4章	4	(1)	⑥ 金融経済 教育の推進	金融サービスの利用に伴うトラブルが多発しています。「生涯にわたり、そのニーズに見合う金融サー ビスを適切に選択できるように」するためには、地域での中高年を対象にした事例を踏まえた、わかり やすい講座の開催が必要です。地域での中高年を対象とした啓発講座等を実施する旨、記載してくだ さい。(IV-22)
38	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第5章	5	(3)	① 地方消費 者行政の充 実・強化に向 けた地方公 共団体への 支援等	どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるよう体制整備のために、消費生活相談員の配置 促進、資格保有率の向上等、地方公共団体を支援するとありますが、交付金の見直しによる財源不足 で相談員を雇用できない、あるいは雇用したくても相談員を確保することができないなどにより、相談 員数が減少しています。特に相談員不足は深刻です。消費生活相談員の担い手確保事業の継続が 必要であるとともに、相談員の量と質の確保のためには相談員の待遇改善が喫緊の課題です。相談 員確保のために財政支援を含めた具体的な支援策を示してください。(V-20)

意見 No.	氏名 ・ 法人名	職業(差し 支えない範 囲で御記入 ください。)	対象箇所 (ページ以外はプルダウンリストから選択して ください。)				意見 (複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。)
			第5章	5	(3)	①	
39	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第5章	5	(3)	①	① 地方消費 者行政の充 実・強化に向 けた地方公 共団体への 支援等 会計年度任用職員制度が導入されました。現況調査によると、全体でみると平均報酬額は増加したものの、平均報酬額が減少した自治体は1割程度あり、自治体による賃金格差が広がっており、処遇改善が図られたとはいえません。また、雇い止めについては、これまでの取り組みによって該当する自治体はきわめて少なくなりましたが、会計年度任用職員制度の導入が雇い止め等、新たな問題が発生している可能性もあり、実態を把握し問題があれば地方公共団体へ要請する必要があります。早い段階で実態調査を実施し公表してください。(V-20)
40	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第5章	5	(3)	②	② 地域の見 守りネット ワークの構築 消費者安全確保地域協議会の設置率を高めていくことは大変重要です。県内人口カバー率50%としていますが、まだ0%の県も数多くあります。特にそれらの県の対応策を加えてください。一方で、当該協議会が設置されていない県も数多くあります。福祉部門などを含めた既存のネットワークにより、消費者被害の防止のための取り組みが行われている自治体も多くあります。協議会設置のために、消費者行政部局と福祉部局との連携を強化し、協議会立ち上げのための働きかけをすることを加えてください。(V-24)
41	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第5章	5	(3)	④	④ 都道府県 における法執 行強化 地方公共団体における法執行業務は、高度で特殊な専門性が必要です。法執行を強化することは重要ですが、専任者の配置がされていない県も多くみられ、法執行強化の施策を具体化し、加筆してください。(V-28)
42	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第5章	4	(3)	⑦	⑦ 消費生活 相談情報の 的確な収集と 活用 地方公共団体においてSNS消費生活相談を実施するためには、マニュアルを作成して配布するだけでは実現できません。財政支援、消費生活相談員の人員の手配、相談技術の習得、職員による理解とサポート、近隣の市町村との連携などが不可欠です。SNS相談を推進するために、どのように地方公共団体を支援をするのか、具体的に記載してください。(V-33)
43	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第5章	5	(3)	⑧	⑧ 国民生活 センターによ る研修の実 施 国民生活センター相模原事務所研修施設を利用した研修の充実が大切です。それと同時に、コロナウイルス感染防止のためのリモートワークにより相談員のDラーニングの利用が増加したと思われる、今後はDラーニングのさらなる充実が必要です。多忙な地方公共団体の職員にはよりDラーニングの利用が求められます。職員への利用促進を加えてください。(V-35)

意見 No.	氏名 ・ 法人名	職業(差し 支えない範 囲で御記入 ください。)	対象箇所 (ページ以外はプルダウンリストから選択して ください。)				意見 (複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。)
44	(公社)全国 消費生活相 談員協会	消費者団体	第5章	5	(3)	⑧	⑧ 国民生活 センターによ る研修の実 施 Web研修、Dラーニングは非常に有効なものですが、消費生活相談の役割は知識や情報だけで果たせるものではないことから、コロナ禍の対策を万全にしてリアル研修の充実、機会の提供もしてください。(V-35)